

日本医療福祉政策学会著作権規程

- 1.日本医療福祉政策学会が発行する出版物に掲載された論文、記事等の著作権（著作財産権, copyright）は、特別の断りがない場合は日本医療福祉政策学会に帰属する。ただし、著作者人格権に限り著作者に帰属する。
- 2.日本医療福祉政策学会は、第 1 項でいう出版物に掲載された著作物およびその一部を、他の情報媒体（電子媒体を含む）を通じて公表することができる。
- 3.当該著作物の一部あるいは全部を複製、引用、転載する場合は、第 4 項及び第 5 項に定める場合を除いて、事前に本会の許可を得るものとする。
- 4.当該著作物の一部を研究、教育、普及等の非営利目的のために複製、引用、転載する場合には、本会の許可を必要としない。ただし、その場合には当該著作物の出典を明示しなければならない。
- 5.著者が研究、教育、普及等の目的で当該著作物の一部あるいは全部を複製、引用、転載する場合にはこれを妨げない。
- 6.著作権の運用にあたって、本会は著作者人格権に十分留意する。

附則 本規程は 2003 年 9 月 7 日から施行し、同日以後の出版物について適用する。

2003 年 9 月 7 日制定

2015 年 3 月 9 日改定

2017 年 4 月 1 日改定